別表第五㈡十八の表の備考1を次のように改める。

1　この支払調書は、次に掲げる法第224条の３第２項に規定する株式等（以下この表において「株式等」という。）の譲渡の対価又は同条第４項に規定する償還金等（以下この表において「償還金等」という。）について使用すること。

⑴　居住者及び法第225条第１項第10号に規定する国内に恒久的施設を有する非居住者（租税特別措置法施行令第19条の３第23項の規定の適用がある場合には同項に規定する特定株式又は承継特定株式の譲渡をする非居住者とし、同令第19条の４第15項において準用する同令第19条の３第23項の規定の適用がある場合には同令第19条の４第15項に規定する特定外国株式の譲渡をする非居住者とする。）に対し、支払う株式等の譲渡の対価又は交付する償還金等

⑵　法第225条第１項第11号に規定する非居住者、内国法人又は外国法人に対し交付する令第352条の２第２項各号に掲げる公社債の償還金等

別表第五㈡十八の表の備考２⑴中「（居所）」の次に「又は所在地」を加え、「又は居所」を「若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地」に改め、同表の備考２⑵中「、租税特別措置法施行令第19条の３第24項に規定する特定株式又は承継特定株式については特定株式又は承継特定株式、同令第19条の４第16項に規定する特定外国株式については特定外国株式、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式又は特定保有株式については特定管理株式又は特定保有株式」を削り、「、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債」を「、公社債投資信託の受益権、公募公社債等運用投資信託の受益権」に、「特定目的信託の受益権」を「特定目的信託の受益権（社債的受益権を除く。）、社債的受益権」に、「のように」を「、国債、地方債、政府関係機関債、金融債、普通社債、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定社債、投資法人債、外国公債、外国社債のように」に改め、同表の備考２⑽を同表の備考２⑸とし、同表の備考２⑼中「第38条第３項」の次に「又は第５項」を加え、「支払の取扱者」を「交付の取扱者」に改め、同表の備考２⑼を同表の備考２⑷とし、同表の備考２⑻を同表の備考２⑶とし、同表の備考２⑺を削り、同表の備考２⑹中「第37条の10の２第１項」を「第37条の11の２第１項の規定の適用を受ける同項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、「他の株式」の次に「又は公社債」を加え、同表の備考２⑹を同表の備考２⑼とし、同表の備考２⑼の次に次のように加える。

⑽　その株式等の譲渡の対価又は償還金等が、租税特別措置法第37条の10第３項第７号に規定する同族会社から支払又は交付を受けるものであり、かつ、同条第１項の規定の適用の対象とならないものである場合には、「摘要」の欄に「租税特別措置法第37条の10第３項第７号により総合課税適用分」と記載すること。

⑾　租税特別措置法第41条の13の２第２項において準用する法第180条又は租税特別措置法第41条の13の３第１項の規定により所得税の徴収がされなかつたものについては、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

⑿　租税特別措置法第41条の13の３第１項の規定により所得税の徴収がされなかつたものにつき、同項に規定する特定振替機関等又は同条第12項において準用する同法第５条の２第17項に規定する信託の受託者がこの支払調書を作成する場合には、その交付者及び当該特定振替機関等又は当該信託の受託者の双方の名称及び所在地を、それぞれ「支払者又は交付者」の欄又は「交付の取扱者」の欄に記載すること。

別表第五㈡十八の表の備考２⑸を同表の備考２⑻とし、同表の備考２⑷中「株式等証券投資信託等（令第346条第１項第１号に規定する株式等証券投資信託等をいう。）の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る信託の分割の」を「事由の生じた」に改め、同表の備考２⑺を同表の備考２⑽とし、同表の備考２⑶を同表の備考２⑸とし、同表の備考２⑸の次に次のように加える。

⑹　「源泉徴収税額」の欄には、その徴収される税額を記載すること。

別表第五㈡十八の備考２⑵の次に次のように加える。

⑶　「番号」の欄には、その株式等の譲渡の対価又は償還金等が、租税特別措置法第37条の12の２第２項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「１」と、当該上場株式等の譲渡以外の同法第37条の11第２項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「２」と、同法第37条の10第１項に規定する一般株式等の譲渡に係るものである場合には「３」と、租税特別措置法施行令第19条の３第24項に規定する特定株式若しくは承継特定株式又は同令第19条の４第16項に規定する特定外国株式に係るものである場合には「４」と、同法第37条の11の２第１項に規定する特定管理株式等又は特定保有株式に係るものである場合には「５」と記載すること。

⑷　「事由」の欄には、譲渡、解約、償還、買入消却のように記載すること。

別表第五㈡十八の表の備考２に次のように加える。

⑽　所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受けるものについては、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

別表第五㈡十八の表の備考３中「添付する」を「、添付する」に改める。

別表第六㈠の表の備考２⑽中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同表の備考２⑽㈠中「年月日」の次に「及びその者の住宅の取得等（同法第41条第１項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の３の２第１項若しくは第５項に規定する住宅の増改築等をいう。㈡において同じ。）が特定取得（同法第41条第５項に規定する特定取得をいう。㈡において同じ。）に該当する場合には、その旨」を加え、同表の備考２⑽㈡中「居住年（租税特別措置法第41条第１項、第３項若しくは第５項又は同法第41条の３の２第１項若しくは第４項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下㈡において同じ。）に係る住宅の取得等（同法第41条第１項に規定する住宅の取得等、同条第５項に規定する認定長期優良住宅の新築等又は同法第41条の３の２第１項若しくは第４項に規定する住宅の増改築等をいう。）」を「住宅の取得等」に、「同条第３項」を「同条第６項」に、「同条第５項に規定する長期優良住宅借入金等」を「同条第10項に規定する認定住宅借入金等」に、「若しくは第４項に規定する増改築等住宅借入金等」を「に規定する増改築等住宅借入金等の金額若しくは同条第５項に規定する断熱改修住宅借入金等」に、「居住年ごとに区分し」を「住宅の取得等ごとに区分をし」に、「居住年ごとの」を「住宅の取得等ごとの」に改め、「合計額」の次に「並びに当該住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その旨」を加え、同表の備考２⑽㈡中「第４項の」を「第５項の」に、「又は第４項に規定する増改築等住宅借入金等の金額」を「に規定する増改築等住宅借入金等の金額又は同条第５項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額」に改め、同表の備考３中「添付する」を「、添付する」に改める。

別表第八㈠の表の備考２⑵中「こと」の次に「。この場合において、その利子等が租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等の配当等（⑵において「上場株式等の配当等」という。）に該当する場合には「（上場）」と、上場株式等の配当等以外の利子等に該当する場合には「（一般）」と記載すること」を加え、同表の備考３中「添付する」を「、添付する」に改める。